

STARmed 製 RF Generator の高周波利用設備申請について

STARmed 製 RF Generator は、高周波利用設備（医療用設備）に該当します。

そのため、ご使用前に各管区の通信局から許可を受ける必要があります。

1. 高周波利用設備とは

高周波利用設備とは、通信、医療、工業等の目的のため 10 キロヘルツ以上の高周波電流のエネルギーを利用している設備で、電波法 100 条に定められている設備のことを言います。

高周波利用設備は、漏洩する電波が他の無線通信に妨害を与えるおそれがあるため、設置又は変更する前に各管区の通信局から許可を受ける必要があります。

【高周波利用設備の申請又は届出の手続きが必要な場合】

次の場合、申請又は届出の手続きが必要となります。

- ・ 設備を設置しようとするとき
- ・ 許可を受けた設備の増設や取替え又は設置場所を変更しようとするとき
- ・ 許可を受けた者を変更（相続・合併など）したとき
- ・ 許可を受けた設備を廃止しようとするとき

2. 高周波利用設備の申請手続き

高周波利用設備の設置について許可を受けようとするとき、また、変更やその他の手続きをしようとするときは、申請書などに必要な添付書類及び添付図面を付し、管轄する地方総合通信局長宛に提出する必要があります。

【提出書類】

申請用紙の ダウンロード	提出書類の名称		提出書類の必要部数	
			新規に設備を設置 する場合	設備の増設または 取替、設置場所を 変更する場合
○※1	高周波利用設備許可申請書		1 部	
○※1	高周波利用設備変更許可申請書			1 部
○※1	高周波利用設備申請書の添付書類		2 部	2 部
●※2	図面等	装置の外観を示す図	2 部	2 部
—	図面等	設置場所付近の図 ^{注)}	2 部	2 部
		注) 設置場所付近の図は、設置場所を中心に半径 200 メートル以内の建造物・道路・空地等の状況がわかるものを提出してください。		

※1: 申請用紙は、管轄する地方総合通信局のホームページからダウンロードできます。(次頁参照)

※2: 装置の図面は、弊社ホームページからダウンロードできます。

高周波利用設備の申請手続きに関する問合せは、最寄りの通信局にお願い致します。

3. 地方総合通信局

管轄する地方総合通信局については、下記の総務省の一覧ページをご参照下さい。

総務省 HP : http://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/chihou.html

	地方支部局	管轄都道府県	ホームページ
1	北海道総合通信局	北海道	http://www.soumu.go.jp/soutsu/hokkaido/
2	東北総合通信局	青森、岩手、宮城、秋田、 山形、福島	http://www.soumu.go.jp/soutsu/tohoku/
3	関東総合通信局	茨城、栃木、群馬、埼玉、 千葉、東京、神奈川、山梨	http://www.soumu.go.jp/soutsu/kanto/
4	信越総合通信局	新潟、長野	http://www.soumu.go.jp/soutsu/shinetsu/
5	北陸総合通信局	富山、石川、福井	http://www.soumu.go.jp/soutsu/hokuriku/
6	東海総合通信局	岐阜、静岡、愛知、三重	http://www.soumu.go.jp/soutsu/tokai/
7	近畿総合通信局	滋賀、京都、大阪、兵庫、 奈良、和歌山	http://www.soumu.go.jp/soutsu/kinki/
8	中国総合通信局	鳥取、島根、岡山、広島、 山口	http://www.soumu.go.jp/soutsu/chugoku/
9	四国総合通信局	徳島、香川、愛媛、高知	http://www.soumu.go.jp/soutsu/shikoku/
10	九州総合通信局	福岡、佐賀、長崎、熊本、 大分、宮崎、鹿児島	http://www.soumu.go.jp/soutsu/kyushu/
11	沖縄総合通信事務所	沖縄	http://www.soumu.go.jp/soutsu/okinawa/

以上